



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 40/2014年2月号

発行日：2014年2月21日

2月に入り、確定申告のシーズンが始まりました。昨年度の確定申告書用紙と違う点は、復興特別所得税の欄が追加した点です。この所得税は、所得税額の2.1%で計算され平成25年から25年間課税されます。将来、時を経て東日本大震災が遠い昔の出来事となったとしても、確定申告がその時の惨事を思い出すきっかけになることを期待します。

### I. 最新情報（2014年1月1日～2014年1月31日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年1月 16日	意見	IASB ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に対する意見について	平成25年7月18日に国際会計基準審議会（IASB）から、IASB ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」が公表され、意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該ディスカッション・ペーパーに対するコメントを取りまとめ、平成26年1月14日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2014年1月 16日	意見	ASBJ の意見募集「IASB ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に関する意見の募	平成25年8月12日に企業会計基準委員会から「IASB ディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」に関する意見の募集」が公表され、広く意見が求められました。日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、この意見募集に対する意見を取りまとめ、平成26年1月14日付けで企業会計基準委員会に提出いたしましたのでお知らせします。	—

		集」に対する意見 について		
--	--	------------------	--	--

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2014年1月 17日	実務 指針	学校法人委員会実 務指針第45号 「学校法人会計 基準の一部改正に 伴う計算書類の作 成について（通 知）」に関する実務 指針」の公表につ いて	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、平成26年1月14日の常務理事会の承認を受けて、「学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」に関する実務指針」を同日付けで公表しましたので、お知らせいたします。 平成25年4月22日に学校法人会計基準が改正されたことに伴い（25文科高第90号）、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すため、文部科学省は、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（25高私参第8号）及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について（通知）」（25高私参第9号）を、平成25年9月2日付けで発出しました。 当該通知を受け、日本公認会計士協会（学校法人委員会）では、通知を実務に適用するに当たっての具体的な指針として、本指針を取りまとめました。本指針は、平成27年度の計算書類の作成から適用され、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、平成28年度以降に適用します。なお、本改正を行うに当たっては、平成25年12月6日から12月26日までの間、草案を公開し、広く意見の募集を行ったことを申し添えます。	—

### 4. その他

特になし

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

#### 1. 公益法人制度改革における移行期間の満了について（公益法人 information から抜粋）

平成25年11月末をもって、旧公益法人（特例民法法人）の5年間の移行期間が満了しました。その結果は下記の通りです。

① 平成20年12月から 5年間の移行期間中に、計20,736法人の旧公益法人が新制度へ移行申請しました。

本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。 Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

- ② 20,736 法人のうち 44%に当たる 9,054 法人が新公益法人への移行申請 でした（内閣府に 2,172 法人、都道府県に 6,882 法人）。
- ③ 移行申請した法人のうち、寄附優遇税制の対象となる法人（注1） は、公益法人改革前の 862 法人（注2）（全公益法人の約 3.5%）から、9,054 法人（移行申請を行った法人の 44%）へと 10 倍以上に増加 します。

（注1）税法上の「特定公益増進法人」（特増）。新制度では、公益認定法に基づく認定を受けた全公益法人が寄附優遇税制の対象

（注2）平成 20 年 4 月時点

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703